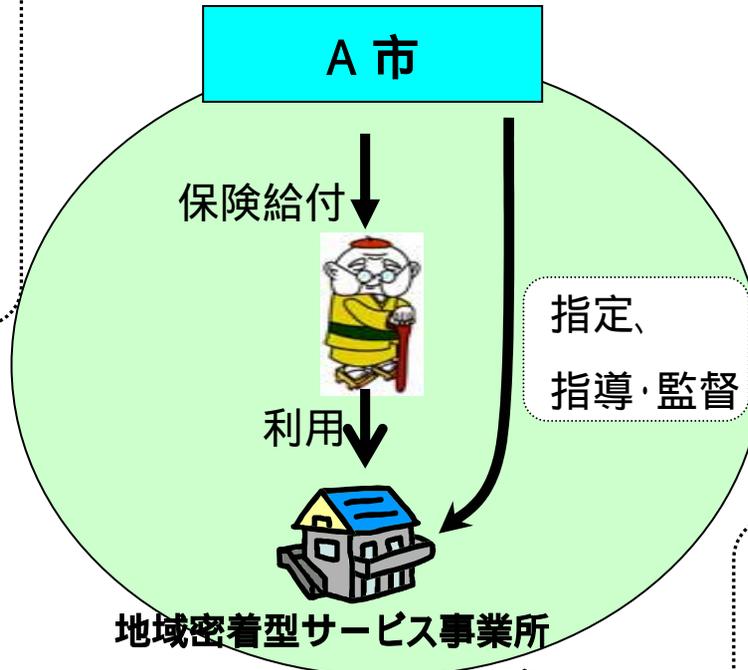


# 地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(=地域密着型サービス)を創設する。

## 1: A市の住民のみが利用可能

- ・指定権限を市町村に移譲
- ・その市町村の住民のみがサービス利用可能



## 2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村(それをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、

- ・サービス基盤の整備が遅れているところでは、計画的な整備が可能に。
- ・過剰な整備は抑制される。

## 3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定( )

( )国が定める報酬の水準が上限

## 4: 公平・公正透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

## 地域密着型サービスに含まれるもの

- 小規模(定員30人未満)介護老人福祉施設
- 小規模(定員30人未満)介護専用型の特定施設
- 痴呆性高齢者グループホーム
- 痴呆性高齢者専用デイサービス
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域夜間訪問介護

# 小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方: 「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。

利用者の自宅



在宅生活の支援

地域に開かれた透明な運営  
サービス水準・職員の資質の確保

管理者等の研修  
外部評価・情報開示

地域の関係者が運営状  
況を協議、評価する場  
を設ける

## 小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、  
「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務  
遂行を可能に。  
どのサービスを利用して、なじみの職  
員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心  
とした利用

様態や希望に  
より、「泊まり」

報酬の定額  
制がポイント

(利用者)

1事業所の登録者は  
25名程度  
「通い」の利用者は15  
名程度を上限  
「泊まり」の利用者は5  
~9名程度を上限とし、  
「通い」の利用者に限定

(人員配置)

介護・看護職員  
日中: 通いの利用者  
3人に1人  
+ 訪問対応1人  
夜間: 泊まりと訪問対  
応で2人(1人  
は宿直可)  
介護支援専門員1人

(設備)

通いの利用者1人当  
たり3㎡以上  
泊まりは4.5畳程度  
でプライバシーが確保  
できるしつらえ

要介護度別の月単位の定額報酬

併設事業所で  
「居住」

(併設)

「居住」

グループホーム  
小規模な介護専用型の特  
定施設  
小規模介護老人福祉施設  
(サテライト特養等)  
有床診療所による介護療  
養型医療施設 等

小規模多機能型居宅介  
護と連続的、一体的な  
サービス提供  
職員の兼務を可能に。